

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業

公募設置等指針等に関する質問及び回答

【回答公表年月日：令和7年6月4日】

No	資料名	項	質問内容	回答
31	公募設置等指針	P37 (1)オ	各業務とは、何を指していますでしょうか。以下の内容でしょうか。 ①事業全体の統括業務 ②設計業務（公募対象公園施設・特定公園施設・利便増進） ③建設業務（公募対象公園施設・特定公園施設・利便増進） ④工事監理業務（特定公園施設） ⑤管理運営業務（公募対象公園施設） ⑥管理業務（特定公園施設）※任意	各業務とは、公募設置等指針 P.11 の 1.6.1 事業範囲に示す①～⑨の業務を示します。
32	公募設置等指針	P37	代表法人又は構成法人が自ら実施しない場合、配置予定者の資格要件は協力法人で満たせればよろしいでしょうか。もしくは、協力法人も含めて要件が満たせればよろしいでしょうか。その場合、様式3-8は協力法人名で提出してよろしいでしょうか。	応募者の資格要件については、応募法人または応募グループ内のいずれか一者が満たしていれば足りるため、協力法人のみが該当要件を満たす場合であっても問題ありません。また、様式 3-8 はその協力法人名で提出して差し支えありません。
33	公募設置等指針	P37	特定公園施設の設計及び建設費の流れについて、SPC を設立しない場合は、応募グループから構成法人または協力法人へ業務発注ということによろしいでしょうか。	応募グループ内での内部的な費用の配分等につきましては、当該グループ内の法人間の協定・合意等により定めていただく事項となりますので、回答は差し控えさせていただきます。
34	公募設置等指針	P37	分担とは、各業務それぞれを分担なのか、各業務を遂行するための業務を分担して構わないのかどちらでしょうか。 例えば問 31 の 5 つの業務の場合、①と②は構成法人、③は協力法人というような分担なのか、①の業務を構成法人と協力法人で分担してよろしいのか、どちらでしょうか。	業務単位で担当する法人を分担させる方法が基本となりますが、1 つの業務を複数法人が役割分担して実施することも可能です。
35	公募設置等指針	P37 P38 P39	各業務の資格要件について、実施する法人を1社以上定め、当該法人にて要件を全て満たすとありますが、実施する法人数社で要件が満たせればよろしいでしょうか。（建設業務、工事監理業務、管理運営業務同様）	その理解で問題ありません。
36	公募設置等指針	P37	4.1.2.(2)エ) で求める資格について、技術士は必須、RLA または RCCM のいずれか1つがあればよろしいでしょうか	4.1.2.(2)エ) については、応募法人等の中で、技術士、RLA、RCCM のいずれかの資格を有する技術者の配置を求めています。

No	資料名	項	質問内容	回答
37	公募設置等指針	P37 P38	4.1.2.(2)エ)、(4)エ) で求める資格者の配置について、「配置」とは具体的にはどのような内容でしょうか。詳細をご教示ください。	「配置」とは、該当する業務を担当する者として事業体制に明示し、実際に当該法人において業務従事させることを指します。
38	公募設置等指針	P38	4.1.2.(3)イ)について、配置予定者の変更における考え方について、国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルに基づくものとしてよろしいでしょうか。また、この対象となる期間は参加表明時からという認識でよろしいでしょうか。	工事監理等の配置予定者の変更については、原則として国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」に準拠します。ただし、着工前であって、適正な施工の確保に支障がないと判断される場合には、柔軟に変更を認めます。
39	公募設置等指針	P47	(表 11) 協力法人で資格を満たす場合、様式 3-4 に記載は必要でしょうか。	協力法人を事業体制に含める場合は、様式 3-4 の業務体制欄にある「構成法人」の標記を「協力法人」に書き換えて提出してください。
40	要求水準書	P32	認定計画者提出者は、本事業の工事及び管理運営事業期間において、それぞれの業務担当者を1名以上常駐させることと記載がありますが、それぞれの業務担当とは何を指しているのかご教示ください。また、常駐期間ですが例えば設計業務期間＝常駐期間でしょうか。さらに、工事において数社で分担して行う場合、分担した期間で分担した企業の業務担当者が常駐すればいいという理解で宜しいでしょうか。工事監理については工事期間中、常駐が必要なのかについてもご教示ください。	それぞれの業務担当とは、要求水準書 P.12 に示す事業範囲のうち、以下を対象とします。 ②公募対象公園施設の設置（設計及び建設）業務（ただし、設計は除く） ③公募対象公園施設の管理運営業務 ⑤特定公園施設の建設業務 ⑧特定公園施設の管理業務（任意提案） ⑨利便増進施設の管理運営業務（任意提案）  なお、上記業務について基本的には常駐を求めます。事業を複数で分担する場合であっても、各担当期間においては該当者の業務担当者が現場に常駐する必要があります。工事監理業務については主要工程での立会いを想定しております。
41	様式 3-7	—	連結財務状況表を作成する場合、単位は千円以上（例えば百万単位等）で作成も可能でしょうか。	様式 3-7 に従い千円単位でご記入ください。